実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

備考

| 大学名 | 了德寺大学 | | | 設置者名 | 学校法人 了德寺大学 | | | |
|---------------------------------------|----------|----------|-------------------------|--------|--------------------------|-----|----------|------------|
| 学部・学科等の名称等 | | | 認定を受けている免許状の 種類・認定年度 | | 免許状取得状況·就職状況 (平成24年度) | | | |
| 学部 | 学科等 | 入学 定員 | 免許状の種類 | 認定年度 | 卒業者数 | | 午状 者数 | 教員 就職者数 |
| 1 m | | | | | | 実数 | 個別 | |
| 芸術学部 | 美術学科 | | 中一種免(美術) | 平成18年度 | | | 5人 | |
| | | 40人 | 高一種免(美術) | 平成18年度 | 16人 | 7人 | 6人 | 3人 |
| | | | 高一種免(書道) | 平成18年度 | | | 2人 | |
| | 整復医療・トレー | 80人 | 中一種免(保健体育) | 平成19年度 | 84人 | 30人 | 30人 | 7人 |
| 部 | ナー学科 | 80人 | 高一種免(保健体育) | 平成19年度 | 04人 | 307 | 30人 | 30人 /人 |
| | 看護学科 | 80人 | 養教一種免 | 平成23年度 | | | | _ |
| | 入学定員合計 | 200人 | | 合計 | 100人 | 37人 | 73人 | 10人 |
| ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成25年4月1日現在の名称・定員である。 | | | | | | | | |

・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人 数である。

・芸術学部美術学科は平成25年度に廃止予定のため、平成23年度入学生の課程より認定を取り下げ

教職課程実地視察大学に対する講評

実 地 視 察 日:平成25年6月28日(金)

実地視察大学:了德寺大学

実 地 視 察 委 員:岸田正幸委員,渋谷治美委員

【全般的事項】

〇教員養成に関する教育課程及び教員組織等について,教育職員免許法施行規則及び 教職課程認定基準等を満たしていない点があるので,制度を理解の上,速やかに是 正すること。

【個別事項】

- 1. 教職課程の実施・指導体制(全学組織等)
 - 〇教職課程を担当する組織として「了徳寺大学教職課程委員会」が設置されているものの、カリキュラムの編成方針等について実質的に検討しているとは認められなかった。このため、今後、例えば学長を中心とした責任ある運営体制を構築するなど、大学全体としての教職課程の実施・指導体制の整備に努めていただきたい。
 - ○大学として教育養成をどのように位置付けていくのかを再検討し、その上で、教員を志す学生を支援するための教育課程、教職指導体制、図書・雑誌をはじめとした施設・設備及び教育委員会・学校との連携体制等について、整備・充実を図ること。
- 2. 教育課程(教職に関する科目及び教科に関する科目), 履修方法及びシラバスの状況
 - ○「教科に関する科目」は、教職課程の一部であると同時に、学科等における学位を取得するための専門科目の一部であり、教職を志す学生は、「教科に関する科目」と学位を取得するための専門科目を取得することによって、教科に関する専門性を高めていくことが期待されている。一部の学科等において、「教科に関する科目」が、「教職課程科目」として学位プログラムの外に位置付けられているように見受けられることから、速やかに是正すること。また、教職課程における教育課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。
 - ○教職課程に関する科目の大部分が,5限目と土曜日に開講されている状況が確認された。大学における教員養成の理念や方針を再度確認・検討するとともに、学生が体系的に学修することができ、更に履修しやすいような教育課程の編成に努めていただきたい。
 - ○2号様式に計上されている「教職に関する科目」の一部の授業科目が学生便覧に記載されておらず、適切に開設されているかどうかを確認することができなかった。 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準に基づき、必要な授業科目を適切に開設することが必要である。各種規程を再度確認の上、整合させるとともに、適時適切に各授業科目を開設すること。
 - 〇「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める

「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスでは判断できない授業科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うようにすること。なお、シラバスの記載内容及び記載方針を定め、法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにすること。

3. 教育実習の取組状況

- 〇大部分が学生の母校における実習であることが確認されたが、大学による教育実習 指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習では なく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ま しい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の 確保に努めていただきたい。
- 〇やむを得ず母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学が教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学の教職指導方針の説明を行うなど、適切な指導、公正な評価となるように努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- ○教職指導は、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各授業科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・ 形成していくことができるように、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織 的に指導するものであることから、まずは、教職支援のための空間や人員を整備し、 今後、全学組織を中心として、恒常的かつ継続的に教職指導を行っていくように努 めていただきたい。
- 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況(学校現場体験・学校支援ボランティア 活動等の取組状況)
 - 〇教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて学校現場を体験し、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要である。地元教育委員会・学校との定期的な情報共有のみならず、今後は、地元教育委員会・学校に対して大学側から働きかけを行い、学生を積極的に学校現場体験等に送り出していくことを御検討いただきたい。

6. 施設・設備(図書を含む。)の状況

〇図書については、教科専門、教育学関連、特別支援に関する図書等の教職関連図書 について、配架状況を再度確認し、今後充実に努めていただきたい。特に、教職課 程を置く教科の教科書の整備などを御検討いただきたい。

7. その他特記事項

〇教員組織について、平成23年の教職課程認定時に配置されていた専任教員が、現在は配置されておらず、同教員が担当していた授業科目についての開設が、学生便覧からは確認できなかった。やむを得ない理由により、認定を受けた教員がその担当授業科目を担当できなくなった場合は、教職課程認定申請時の指摘事項等を踏まえつつ、それらの授業科目を担当できる業績のある別の教員を課程認定大学の責任のもとに配置し、免許状取得に必要な授業科目が開設されるように措置すると同時に、文部科学省に変更届を提出すること。